

令和8年度会計年度任用職員 募集案内

職名	県立図書館 情報提供業務専門員
業務内容	<p>正規職員が行う業務のうち、以下に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 レファレンスサービスに関すること 2 障がい者等サービスの総括に関すること 3 政策支援に関すること 4 統計に関すること 5 HPの管理（レファレンスサービス）に関すること 6 相互貸借、文献複写に関すること 7 ビジネス支援サービスに関すること 8 健康情報サービスに関すること 9 パスファインダーに関すること 10 複写の収納に関すること
募集人員	1名
募集要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 パソコン操作（Excel・Word 又は一太郎）ができる方 2 年齢、学歴は問いません。 3 次のうちいずれかに該当する方は応募できません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ② 宮崎県職員又は宮崎県の県費負担教職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間等	<p>1月につき20日程度（交代制で土日祝日の勤務あり） 原則として以下の時間</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)平日（普通） 1日6時間50分 8:30～16:20（休憩時間1時間含む） (2)平日（遅番） 1日6時間50分 11:25～19:15（休憩時間1時間含む） (3)土・日・祝日（普通）1日7時間45分 8:30～17:15（休憩時間1時間含む） (4)土・日・祝日（遅番）1日7時間45分 10:30～19:15（休憩時間1時間含む） <p>※勤務のシフトの関係で、(1)平日（普通）(3)土・日・祝日（普通）の16:20～17:15、(2)平日（遅番）(4)土・日・祝日（遅番）の10:30～11:25の時間帯に勤務があった場合は、時間外手当として報酬で支給する。時間外勤務は、1日1時間程度、月に5日程度。</p>
勤務場所	宮崎県立図書館内（宮崎市船塚3-210-1）

任用期間	令和8年5月11日から令和9年3月31日まで 採用後、原則として1か月は条件付採用期間とします。また、採用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達するまでは条件付採用期間とします。
報酬等	1 日額9,740円～10,160円 (月20日勤務の場合、月額194,800円～203,200円) 報酬は、職務経験を加味して決定します。 2 時間外勤務など該当する勤務があった場合は、勤務実績に応じた手当相当額が支給されます。 3 費用弁償として通勤費用のほか、出張に要する費用を支給します。 (注意) 報酬額や期末・勤勉手当の支給月数は、今後、変更される場合があります。
加入保険等	公立学校共済組合(短期給付事業及び福祉事業)、 厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険
応募方法	・採用申込書に必要事項を記載し、令和8年5月4日(月)までに以下の提出先に郵送又は持参にて提出してください。 ・提出の際は、封筒に「情報提供業務専門員応募書類」と赤字で記載するとともに、封筒裏面左下に氏名を記載してください。 (注意) 郵送の場合は、「簡易書留郵便」により提出してください。令和8年5月4日(月)必着とします。持参の場合は、開館日において、午前9時から午後5時までに県立図書館2階、総務・企画課 総務担当室まで持参してください。休館日は受付ができませんので御了承ください。 【提出先】〒880-0031 宮崎市船塚3-210-1 宮崎県立図書館 総務・企画課 【連絡先】0985-29-2911 担当：吉留
選考方法	以下の方法により採用候補者を選考します。 ① 書類選考(採用申込書による選考) ② 面接 ※ 面接は、令和8年5月7日(木)に県立図書館で行います。 詳細については、別途連絡します。
留意事項等	1 提出書類は返却しません。 2 県の他の所属が募集する会計年度任用の職と併願して受験することは可能です。 3 採用申込書の記載事項に虚偽がある場合や募集要件を満たさない方は、採用を取り消します。 4 面接日時連絡や採用の意向確認等を電話又はメールで行う予定です。 (注意) 連絡がとれない方については、採用されないことがあります。